

政府の
有識者会議
最終報告書

建設業界を支える労働力 外国人技能実習制度見直し

新制度の方向性は？

新たな制度は人材の確保と育成を目的とし、名称も「育成就労制度」に変えるとしています。自社で働き続けてもらうために実習生の処遇を高めることや、技能、日本語習得を助けることなどは、企業にとっては負担となる可能性もあります。しかし人手不足解消のためには必要な投資かもしれません。

■新旧制度の比較(抜粋)

	現制度	新制度(案)
目的	人材育成・国際貢献 途上国への技術移転	人材確保 人材育成
在留期間	最長5年	原則3年
転籍	原則不可	条件付きで可

転籍の条件

「特定技能」を習得
基本的な日本語能力試験や技能試験に合格



就労一年で
同業他社への転籍可能

足場王顧客様に聞いた！外国人技能実習生の受け入れについて

新制度へ移行する場合、今後も実習生の受け入れを継続しますか？

- ・ 大多数の企業が

はい

と回答



なぜ受け入れをしようと考えましたか？

- ・ 人材確保のため
 - ・ 会社の多様性のため
- 新たな視点やアイデアが企業力を高める



どこの国の方を雇用していますか？

- ・ ベトナム(経済成長もあり減少傾向)
 - ・ インドネシア
 - ・ フィリピン
 - ・ ミャンマー
- (増加傾向)



日本語能力はどの程度のレベルか？

- ・ 組合に任せているため、来てみないとわからない
- ・ N1~N5レベルで様々な方が来るが、「教育」が重要。日本語を覚えた実習生が後輩実習生に教えてくれることも◎

実習生を雇用するメリットは？

- ・ 人手の確保ができる
- ・ 英語が分ければ簡単な単語などで仕事を覚えてくれ即戦力となる

A B C

実習生を雇用するデメリットは？

- ・ 特にない あっても、人材確保出来るというメリットが勝るため、デメリットと感じない。
- あえて言うなら…
- ・ 手続きなどの手間がかかる
 - ・ 突然の逃亡
 - ・ アパート代等の負担や組合等への会費

新制度では、別の企業などに移る「転籍」が認められるケースや、受け入れ側の費用負担を求める内容もあります。企業側の受け入れ体制(キャリアパスの明確化、労働環境の整備やコミュニケーションを含めた教育体制)の強化を図っていき、人材を勝ち取っていきましょう。 詳しくは 技能実習制度見直し 有識者会議 検索

兵庫県、岡山県、四国地方の方々へ

関西 3店舗目!

2023年12月4日(月) 朗報です!

第三神明道路 大久保ICから 約10分

西神戸営業所OPEN!!

まずは 0120-148-089 又は各営業担当までお電話下さい!



埼玉県公安委員会 第431260005476号
社団法人 仮設工業会 会員
https://ashibao.jp/

今後、FAX送信がご不要なお客様は下記に社名と□にチェックの上、お手数ですがFAXでご返信をお願いします。

御社名

0120-148-089

□ FAX 通信は不要 FAX 049-279-5203